

地震から家族を守るためにすまいの耐震化を進めましょう

阪神・淡路大震災では、犠牲になられた人の約8割が住宅の倒壊などによる圧死でした。家族の生命や財産を守るためには、すまいの耐震化が重要です。

旧加東郡では、平成12～14年で各町から委託した簡易耐震診断員を、申請のあった方に派遣して簡易な耐震診断を行う「わが家の耐震診断推進事業」を実施しました。加東市でも同様の診断を行う「簡易耐震診断推進事業」を平成18年度から実施することとしました。

また、耐震改修工事を行おうとされる方を支援することを目的とした「わが家の耐震改修促進事業」を平成15年度から実施しています。

「わが家の耐震診断推進事業」や「簡易耐震診断」の結果、「倒壊または大破壊の危険があります」とか「やや危険です」と判定された住宅に対して、さらに精密な耐震診断を行い、耐震改修計画を策定する費用や計画に基づく改修工事に対する補助制度もあります。

市は、安全で安心なすまいづくりに向けた取り組みを進めています。

問い合わせ 兵庫県建築指導課 ☎078-362-4340 または加東市都市整備課(滝野庁舎) ☎48-3463 FAX 48-5525

●自分のすまいを知る

昭和56年5月以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震でも多くの被害が報告されています。耐震診断を受け、自分のすまいの状況を確認しましょう。

■対象となる住宅

市内にあり次の要件を満たすもの

- ・昭和56年5月末までに建築確認を得て着工したもの
 - ・店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分以上を超えるもの
- ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外

■診断手数料 1棟あたり 3,000円(木造戸建て住宅の場合)

●すまいを丈夫にする

耐震診断で悪い箇所が見つければ、建築士などに依頼し、専門的なアドバイスを受けながら耐震改修計画を作り、その計画に沿って、耐震改修を行います。

また、県は「わが家の耐震改修促進事業」として、詳細診断の実施や改修費用の補助などを行っています(下記参照)。住宅の種類によって改修の方法は異なります。必ず専門家に相談し、適切な改修を行います。

■「わが家の耐震改修促進事業」

耐震改修計画の策定、耐震改修工事に対して補助

- ・補助額(1件)=最大80万円
- ・受け付け=直接、都市整備課(滝野庁舎)へ

精霊棚の収集について

●収集日

旧東条町区域 8月16日(水) 旧滝野町区域については、従来どおりみのり農協が指定した日時、場所に搬出してください。

旧社町区域 8月22日(火)

●収集場所

【旧社町区域】

- 中墓地前(市立中央図書館西隣墓地) 社一区～五区、嬉野、嬉野台団地、ひろのが丘

- ヨキトミ墓地前 山国

■各地区公民館

松尾、出水、田中、鳥居、貝原、野村、西垂水、家原、上中、梶原、喜田、沢部、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実、畑、廻瀬、池之内、上久米、下久米、上三草、下三草、木梨、山口、馬瀬、牧野、吉馬、上鴨川、下鴨川、窪田(隣保館)、久米(教育集会所)

■各地区ゴミステーション

上中団地、梶原団地、沢部団地、サンコープラス三草、兵教大山国宿舎、兵教大学生宿舎、湖翠苑、やしる台

- 小林砒油西側ゴミステーション 藤田

- 消防器具庫前駐車場 平木

【旧東条町区域】

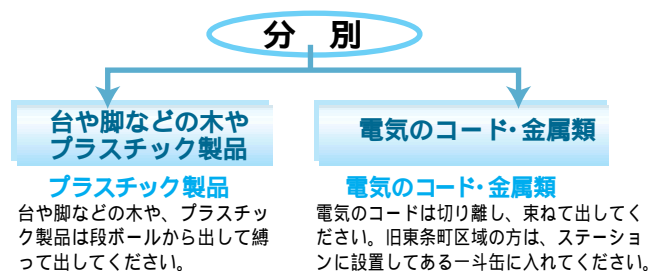
- 各地区 粗大ごみのごみステーション

●出し方の注意

- (1) 段ボールは、資源回収の日にお出してください。
- (2) 提灯などの飾りなどは、30cm×30cm以下の大きさにして、燃やせるごみや廃プラスチック類の日指定ごみ袋に入れて出してください。
燃えるものだけに分別してください。
- (3) お供え物なども、燃やせるごみの日に指定ごみ袋に入れて出してください。
- (4) せともの類・電球・ガラスなどは、不燃物の収集日に出してください。

●時間 指定場所に午前8時30分までにお願いします。

収集日に回収するのは、次のように分別されたもののみです。



上記以外は、ごみカレンダーに従い、ごみステーションに出してください。

問い合わせ 加東市生活課(滝野庁舎) ☎48-3528